

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
（貸付けの限度額等） 第5条 資金の貸付けの限度額、据置期間及び償還期限は、次表のとおりとする。				〔同左〕 第5条 〔同左〕			
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限
事業開始資金 、 修学資金	〔略〕			事業開始資金 、 修学資金	〔略〕		
就学支度資金	160,000円（私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合にあっては420,000円、国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学若しくは短期大学、 <u>国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合にあっては380,000円、私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程へ入学する場合にあっては590,000円</u> ）	〔略〕	〔略〕	就学支度資金	160,000円（私立の高等学校、 <u>高等専門学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合にあっては420,000円、国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学若しくは短期大学又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合にあっては380,000円、私立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程へ入学する場合にあっては590,000円</u> ）	〔略〕	〔略〕

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の表の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。